

廃車・住所変更・譲渡 軽自動車の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。

廃車、住所変更、譲渡等の手続きは納税通知書にて車両番号を確認のうえ3月31日（月）までに行ってください。

なお、軽自動車税は「月割課税」ではありません。手続きを忘れると1年分の税金を納めなければなりませんのでご注意願います。

▼詳細 税務課税務係（☎ 23 - 2332）



住所変更手続き等を行う機関

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・125cc以下の原動機付自転車 ・小型特殊自動車（トラクター等） ・ミニカー（三輪以上20cc超） <p>▼申告先 役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・125cc超250cc以下のバイク ・軽四輪自動車 <p>▼申告先 札幌地区軽自動車協会（札幌市北区新川5条20丁目・☎ 011 - 768 - 3955）</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・250cc超のバイク <p>新規登録の場合 ▼申告先 札幌地区自家用自動車協会（札幌市東区北30条東1丁目・☎ 011 - 721 - 8201）</p> <p>廃車、譲渡、住所変更等の場合 ▼申告先 北海道運輸局札幌運輸支局（札幌市東区北28条東1丁目・☎ 050 - 5540 - 2001）</p> |

軽自動車税の減免申請が受けられます

障がい者または障がい者と生計を一にする方が、通院等のために使用する軽自動車一台について、軽自動車税が減免される制度があります。申請期間を過ぎた場合、その年の軽自動車税の減免を受けることができません。なお、普通自動車税の減免との併用はできません。

生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合等についても、減免が受けられることがあります。詳細はお問い合わせください。

▼平成26年度納税通知書発送予定日

5月1日（木）

▼平成26年度申請期限 5月26日（月）

▼必要書類

・車検証 ・納税通知書 ・印鑑

・障害者手帳

（療育手帳、精神障害者手帳、保健福祉手帳）

・免許証（実際に減免を受ける車を運転する方のもの）

▼申請先 税務課税務係（☎ 23 - 2332）

減免が受けられる障がいの程度

| 障がいの区分 | | 障がいの級別 | |
|----------------------------|--|---------------------------|----------|
| 身体障がい者 | 視覚障害 | 1級～4級 | |
| | 聴覚障害 | 2級・3級 | |
| | 平衡機能障害 | 3級・5級 | |
| | 音声機能障害 | 3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る） | |
| | 上肢不自由 | 1級～3級 | |
| | 下肢不自由 | 1級～6級 | |
| | 体幹不自由 | 1級～3級、5級 | |
| | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級～3級 |
| | | 移動機能 | 1級～6級 |
| | 心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸の機能障害・小腸の機能障害 | | 1級・3級・4級 |
| 肝臓機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級～4級 | |
| 知的障がい者 | | 総合判定A・B | |
| 精神障がい者 | | 1級～3級 | |

3月の確定申告会場（受付時間：9時～11時30分、13時～16時）

- 役場大会議室 3日（月）、10日（月）～17日（月）※土日を除く
- 西当別コミュニティセンター 4日（火）～7日（金）

消費税が改正されます

消費税（地方消費税を含む。）の税率が平成26年4月1日から8%となります。改正後の消費税率及び地方消費税率は、次のとおりです。

| 区分 | 現行 | 4月1日から |
|--------|------|--------|
| 消費税率 | 4.0% | 6.3% |
| 地方消費税率 | 1.0% | 1.7% |
| 合計 | 5.0% | 8.0% |

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

■総額表示義務の特例が設けられています

平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を行っている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

■事業者の方へ

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分する必要があります。詳しくは、国税庁のホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>）

▼問合せ

札幌北税務署総務課（☎011-707-5111）

料金等が変更になります

平成26年4月（分）から、下表の料金等が変更になります。

■水道料金、下水道使用料

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|---------------|---------------|
| 水道料金 | 消費税及び地方消費税分5% | 消費税及び地方消費税分8% |
| 下水道使用料 | | |

※平成26年5月検針分（4月分料金）からは、消費税等転嫁後の料金に端数が生じた場合は、1円未満の端数を切捨てにした料金で請求します。

▼問合せ 上下水道課業務係（☎22-2411）

■学校給食費（1食あたり）

| | 変更前 | 変更後 |
|--------------------------|------|------|
| 学校給食費（1食あたり） 小学校1・2年生 | 242円 | 249円 |
| 学校給食費（1食あたり） 小学校3・4年生 | 247円 | 255円 |
| 学校給食費（1食あたり） 小学校5・6年生 | 254円 | 261円 |
| 学校給食費（1食あたり） 中学校1～3年生 | 308円 | 317円 |

※消費税及び地方消費税改正に伴う、給食単価の変更です。

▼問合せ 町教委学校給食センター（☎22-4401）

屋根からの落雪などにご注意ください

屋根等からの落氷雪による事故の発生が心配される時期になりました。歩行者は落氷雪が予想される付近の通行を避けるようにしましょう。また建物の所有者は次のことに気をつけましょう。

▼問合せ 建設課建設係（☎23-3142）・管理住宅係（☎23-3197）

屋根には丈夫な雪止め（滑り止め）を。錆びているところなどは修繕しましょう。



雪や氷・つらはこまめに取り除きましょう。歩行者への十分な安全対策を行きましょう。

落氷雪が発生した時には、直ちに事故の確認と落雪の後始末をしましょう。

歩行者や子供に注意をして、早めに落としましょう。